

# 池田市営住宅条例の一部改正（案）の概要

## 1 改正理由

大阪府営住宅（以下「府営住宅」といいます。）の池田市営住宅（以下「市営住宅」といいます。）への移管、各市営住宅への指定管理者制度の導入、各市営住宅の入居者からの共益費の徴収などを実施するため、本条例の一部を改正するものです。

## 2 主な改正内容

### (1) 府営住宅の市営住宅への移管

- 移管するため、市営住宅として新たに神田住宅（池田市神田1丁目23番）を追加して規定します。
- 移管後の措置として、神田住宅への池田市民以外の府民の入居申込みへの対応について規定します。
- 今後大阪府から本市へ移管される住宅は、市営住宅として位置付けることを規定します。

### (2) 各市営住宅への指定管理者制度の導入

- 市営住宅の管理を、法人その他の団体であって地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するもの（以下「指定管理者」といいます。）に行わせることを規定します。
- 指定管理者が行う業務の内容を次のように規定します。
  - ・ 市営住宅の入居及び退去の手続に関する事。
  - ・ 市営住宅の家賃及び共益費並びに駐車場に係る使用料の徴収に関する事。
  - ・ 市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」といいます。）の維持、管理、修繕及び改良に関する事。
  - ・ 市営住宅等に係る環境整備に関する事。

- 指定管理者の指定を受けようとする者から申請があったときは、提出された書類を審査し指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定しなければならないことを規定します。
  - 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、池田市はその賠償の責めを負わないことを規定します。
- (3) 各市営住宅の入居者からの共益費の徴収
- 入居者の共通の利益を図るために必要な費用を、共益費として入居者から徴収することを規定します。
  - 特別の事情があると市長が認める者に対しては、共益費の徴収の適用除外及び共益費の減免又は徴収の猶予をすることができることを規定します。

### 3 施行期日

令和2年4月1日（文言の整理などについては、公布の日）